

介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）について

令和元（2019）年 10 月より、現行の介護職員処遇改善加算に加え、介護職員の確保・定着を目的として、経験・技能のある介護職員に重点的に加算を行い、介護職員等の更なる処遇改善を進める「介護職員等特定処遇改善加算」が新設されます。

詳細については、『介護保険最新情報 Vol.719（平成 31 年 4 月 12 日）』と『2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（vol.1）令和元年 5 月 17 日』をご確認ください。

安八郡広域連合管内の地域密着型サービス事業所で、本加算を取得する際は、安八郡広域連合業務係へ計画書などを提出してください。

令和元年 10 月から本加算を取得する場合の提出期限は、令和元年 8 月 30 日（金）とします（必着のこと）。

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所において、当連合ではこの加算を設定していません。

【提出書類】

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算の届出に係る添付書類等について
- ・ 介護職員等特定処遇改善計画書（←職印を押印）
- ・ 介護職員等特定処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）
- ・ 介護職員等特定処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）
- ・ 介護職員等特定処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）

<必要に応じて>

- ・ 特別な事情に係る届出書
- ・ 変更届出書

※必要に応じて、『介護職員等特定処遇改善加算計画書』に記載された添付書類も提出してください。

※提出書類について、岐阜県で用意された様式を使用しても構いませんが、宛名は「安八郡広域連合長」に直してください。